平成２３年（フ）第６７１９号
大阪府東大阪市永和１丁目４番１号　レジデンス永和308号
債務者　阪本　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４３号
大阪市生野区中川２丁目５番２号　シティー中川501
債務者　山中好江こと　金　　好江
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４９号
大阪府茨木市総持寺台13番103号
債務者　宇都宮郁子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６４号
大阪府豊中市浜２丁目15番43―502号
債務者　岩﨑　雅彦
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６７号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ91―301号
債務者　竹村　啓子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６９号
大阪市平野区長吉川辺２丁目２番36号　二宮マンション201
債務者　田中　隆人
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７６号
大阪市城東区森之宮２丁目６番616号
債務者　峠　　照美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７７号
大阪府東大阪市上小阪２丁目７番28号
債務者　菊地　　舞
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８６号
大阪府東大阪市吉田１丁目10番10号　センチュリーシティ花園205号
債務者　濱野　　繁
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９４号
大阪府大東市諸福７丁目４番８号　グレースヴィレッジＡ―102号
債務者　髙橋　勇子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９９号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番１―405号
債務者　田中テル子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７号
長崎県長崎市麹屋町４番15―903号
債務者　草野　博和
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2222番地―Ｂ棟201号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷3570番地
債務者　城戸　由美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６１号
札幌市豊平区美園５条７丁目１番20―106号
債務者　内田　勇次
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２５号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番３―801号
債務者　村本真奈美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１４号
札幌市北区北27条西16丁目５番７号
債務者　林　　栄嗣
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１５号
札幌市中央区南７条西６丁目　Ｊ―すすきのビル702号室、住民票上の住所北海道夕張郡栗山町朝日３丁目99番地51
債務者　杉本　剛志
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部